

地域生活の安全・安心を守るために (地域に必要な相談支援体制とセーフティーネット機能について)

総合相談支援センター キャッチ 所長 高尾一弘

前回のキャッチ通信では第4期佐賀県障害福祉計画の成果目標についてご紹介し、地域で安心・安全な生活を確保するための圏域や市町での取り組み「地域生活支援拠点の整備」が今後始まることを掲載しました。今回はこの東部圏域での具体的な動きについてご案内をしたいと思います。

::::: 地域のセーフティーネット機能を果たす地域生活拠点設置について :::::

1. 地域生活支援拠点整備の根拠について

国の方針と県の成果目標に沿い、各種市町が示している障害福祉計画等に基づき東部圏域で開催されている地域自立支援協議会で今後議論を深めていく事になります。

2. 具体的な検討内容

❖ 地域生活支援拠点の基本的な考え方

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

❖ 拠点整備の目的について

東部圏域としては、面的整備型を目指し、地域における生活の安全安心を目標に、この圏域に必要な相談支援体制及び緊急時等地域生活支援拠点整備の検討を行います。具体的には、地域の相談支援体制として基幹相談支援センターの検討を行い、相談機能の役割分担と相談体制の重層化に向けた見直しをするとともに、地域生活支援拠点として必要な各種機能の検討とその役割分担等の検討を行います。

3. 圏域における資源設置に向けたタイムスケジュール

◎検討設置までの期間:平成27年度から平成29年度の三か年とします。平成30年4月より事業実施予定で進めます。

❖❖ 第一次協議:(平成27年7月～平成27年12月)

- ・「地域自支協 各専門部会」で協議・取りまとめを行います。
- ・協議の内容:「地域生活の継続や安全安心確保のため、この圏域に必要な支援体制とその機能」について検討を行います。

❖ 結果報告と意見聴取:

- ・平成27年度第4回事務運営会議(H28.1開催)、第2回全体会(H28.2開催)で検討の結果を報告します。

❖❖ 第二次協議:(平成28年4月～平成29年3月)

- ・地域自立支援協議会の運営事務会議の下部組織として「地域生活支援拠点検討会」を設置、期間内

に会議 6 回を開催し、協議・取りまとめを行います。

- ・協議の内容: 圏域としての支援体制(相談・生活支援)と機能について面的整備の観点から具体的整備内容とその課題について協議をし、その取りまとめを行います。

❖ 結果報告と意見聴取:

- ・平成 29 年 4 月開催の運営事務会議、平成 29 年 8 月の第 1 回地域自立支援協議会全体会にて報告と意見聴取を行います。

❖❖ 第三次協議:(平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月)

- ・地域自立支援協議会「地域生活支援拠点検討会」で 3 回の会議を開催し、最終的協議を行います。
- ・協議内容: 佐賀東部圏域における地域生活支援拠点整備に向けた最終取りまとめを行い、平成 29 年度第 2 回全体会(H30. 2 開催)で最終報告を行います。

❖ 地域生活支援拠点の事業開始を、平成 30 年 4 月 1 日からの目標とします。

4. 『地域生活支援拠点設置検討会』について

❖ 地域自立支援協議会: 事務運営会議の下に検討チームを編成します。

- ・検討チームの名称: 『地域生活支援拠点検討会』

❖ 構成メンバー: 代表事務局=会長・各行政・キャッチ・各部会長・医療福祉協力事業所等を基本に今後選考します。

❖ 事務局補佐: (キャッチより二名)

❖ 検討会開催計画: 二か月に一回程度(年 6 回以上)開催します。

5. 圏域(市町)に必要なセーフティーネット機能例について

- ① 365日24時間の安心コール及び支援機能:(例: 基幹・委託及び指定相談支援事業所との連動)
- ② 夜間支援者派遣機能:(本人家族に対する一時的滞在支援、通院の説得・家族支援。/指定定着)
- ③ 緊急時支援体制: 想定対象者: 福祉サービス未利用児者・行動障害を伴う自閉症児者・精神疾患患者・累犯者・DV等虐待児者等。
- ④ 相談支援事業所等でのコーディネーターの確保(相談事業所等の単位で 1~2 名育成)
- ⑤ 短期入所・シェルターの機能(さまざまな状態の当事者を即座に受け入れる機能を想定、GH・障害者支援施設・任意の生活ホーム等を利用して一時的受け入れ、長期は想定しない。/医療系・福祉系で広く浅く役割分担)
- ⑥ 移送機能(夜間・日中)(通院等の移送/給付ヘルパーサービスの壁について検討/夜間緊急時の移送)
- ⑦ 体験の機会・場の機能: 日中活動の場(B・A)、生活の場の資源確保(グループホーム・任意の生活ホーム含)等々。

※次回は、東部圏域が目指そうとしている地域の相談支援体制と生活の安全・安心を担保する体制について記載の予定です。

新人紹介

大塚 貴司朗 と申します。今回、相談支援員をしたくて、縁あって転職しました。きっかけは、親族の介護が縁で、5、6年前から、考えていました。

以前の職業は、35年以上新築住宅の営業職を経験し、短期間ではありますが、福祉用具専門相談員をしてきました。

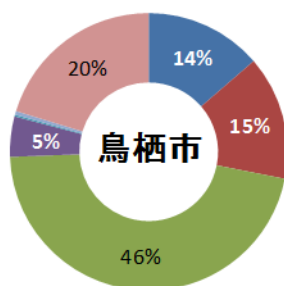
又 福祉の専門学校を卒業し、わずかながら、知識も蓄えて来ました。

これまで、多くのお客様に接客商談をしてまいりました。それを土台に、一日でも早く、相談者の気持ちに寄り添える事が出来る相談支援員になりたいと思います。

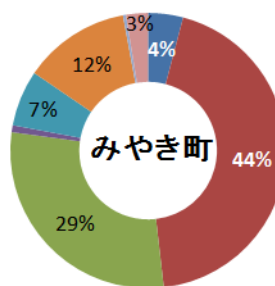
蛇足ではありますが、趣味は、骨董品収集、映画鑑賞、絵画鑑賞と、カラオケです。

座右の銘は、「人生ケセラセラ」と「費用対効果」です。今後共よろしくお願ひ申し上げます。

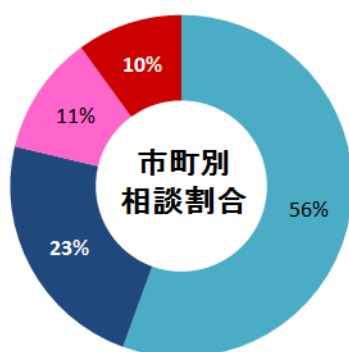
平成27年7月～9月の相談件数



鳥栖市		
	件数	人
身体	279	30
知的	296	44
精神	946	48
発達障害	96	11
難病	4	3
重心		
高次脳	9	3
手帳なし	414	40
合計	2,044	179



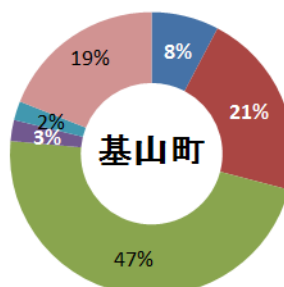
みやき町		
	件数	人
身体	35	9
知的	376	31
精神	247	15
発達障害	7	3
難病	56	2
重心	107	6
高次脳	3	1
手帳なし	22	10
合計	853	77



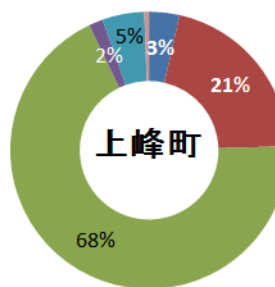
- 鳥栖市
- みやき町
- 基山町
- 上峰町

	相談件数	相談者数
鳥栖市	2,044	179
みやき町	853	77
基山町	416	65
上峰町	367	24
合計	3,680	345

※ 表中の”相談者数”及び”人”の数値は実人員



基山町		
	件数	人
身体	32	11
知的	89	17
精神	197	25
発達障害	10	6
難病	9	1
重心		
高次脳		
手帳なし	79	5
合計	416	65



上峰町		
	件数	人
身体	13	2
知的	77	14
精神	251	4
発達障害	6	2
難病	18	1
重心		
高次脳		
手帳なし	2	1
合計	367	24

鳥栖・三養基地域(佐賀県東部圏域)の事業所紹介

医療法人 せとじまクリニック

ホームヘルプサービス

セントポーリア



セントポーリアの花言葉は「細やかな愛…」「親しみ深い…」

この言葉を理念とし、住み慣れたご自宅で安心して普段の生活が送れるようにサポートします。

また利用者様の満足を通して、豊かで自由な生活を送って頂くため、フロとしての自覚を持って、安心・快適・愛・敬意・尊厳を提供いたします。

利用者様、ご家族等一人でも多くの方の笑顔を作るお手伝いが出来れば幸いです。

<活動内容>

訪問介護事業： 訪問介護 予防訪問介護

障害支援サービス： 指定居宅介護

<サービス実施区域>

鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町・吉野ヶ里町・神埼町・久留米市・小郡市・三井郡

〒841-0047 佐賀県鳥栖市今泉町 2434-1

TEL 0942-87-5173 FAX 0942-87-5175

※ 編集後記

最近通勤時に、交通事故をよく見かけます。季節も変わり、寒さで身体もかじかんで、咄嗟の行動が鈍くなりつつあります。認知症の高齢者事故も多くなっています。冬は、車の整備点検も細目に行なっておいた方が良いかと思えます。安全安心で、いきましょう。(大塚)

○鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町にお住まいの、障がい者本人、障害のある方を支えている家族及び支援者からの相談をお受けします。

障がいの種別、手帳の有無は問いません。相談は無料です。

<相談窓口開設時間>

9:00~18:00 (月曜日~金曜日)

9:00~17:00 (土曜日)

- ・上記の時間帯以外でもご相談をお受け致します。
事前にご連絡ください。



特定非営利活動法人

総合相談支援センターキャッチ

住所：佐賀県鳥栖市宿町 1041-3

電話：0942-87-8956 FAX：0942-85-9003

Mail：so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp

虐待を見た、
虐待を受けたと思っている方はご一報ください。
鳥栖・三養基地区 障がい者虐待防止センター
TEL.0942-85-8900